

ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務 委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務

2 委託業務の目的

「一般財団法人福島県電源地域振興財団ふたば復興支所(以下、「財団支所」という。)」では、双葉郡8町村(※1)の各自治体やまちづくり団体等が関係・交流人口の増加や創出に資する事業を実施する上でモデル的な施策を検討している。

本ツアーは、カメラ初心者の方でも気軽に楽しめる内容とし、カメラを手に双葉郡の名所を巡ることで、地域の観光資源の潜在的な価値を高め、参加者に双葉郡の魅力を訴求することを目的とする。

また、参加者が撮影した写真をSNS等で発信することにより、「また訪れたい」という再訪意欲を喚起するとともに、写真を見た人々に「実際に行ってみたい」と感じてもらう波及効果につなげ、地域ブランド力の向上及び更なる交流人口の拡大を目指す。

※1:双葉郡8町村とは、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村を指す。

3 事業内容

(1) ツアーテーマ

双葉郡ならではの様々なスポットでの写真撮影を通して、地域の魅力を体感する。

(2) 対象・参加人数

首都圏在住の20代～30代 20名程度。

なお、最小催行人数は15名とする。

(3) 参加条件

ア 撮影機能付きスマートフォンを持参すること。

イ 撮影した写真をSNS等で発信すること。

ウ 撮影した写真を財団支所が情報発信する媒体等で使用することに同意いただけること。

(4) ツアー実施日程(1回)

令和7年10月～11月初旬のいずれか2日間 1泊2日。

(5) 参加費

1人20,000～25,000円程度徴収すること(保険料を含む)

(6) 業務内容

ア ツアーの企画について

(ア) 告知・募集等プロモーション活動用にユニークなツアー名称を決定すること。

(イ) 行程には、双葉郡ならではの写真映えする撮影スポットでの撮影体験を盛り込むこと。

- (ウ) 行程には、写真撮影をサポートする講師が同行し、参加者へ撮影手法(設定・構図・テクニック等)のアドバイスができる体制を構築すること。また、写真撮影をサポートする講師は、上記(2)の対象者に対して集客力が見込める講師を選定すること。
- (エ) 1日目は、撮影機能付きスマートフォンでの撮影による撮影スポットを2箇所以上選定すること。
- (オ) 2日目は、天山文庫(川内村)にて、ミラーレスカメラでの撮影による撮影会を実施すること。なお、参加者のミラーレスカメラについては受託者が用意すること。
- (カ) 2日目にJヴィレッジにて参加者が撮影した写真(ベストショット)を1枚印刷する時間を設けること。なお、印刷に係る備品等は受託者が用意すること。
- (キ) 各撮影スポットでは、撮影スポットの魅力について、管理人等から説明してもらう機会を設け、撮影スポットに対する理解醸成を図り、撮影意欲を高める工夫を行うこと。
- (ク) 双葉郡の食材を使った食事を提供すること。1日目の夕食では双葉郡のお酒を堪能できる食事会を開催すること。2日目の昼食では絶景スポットでの食事会を開催すること。各食事会では、地域住民と参加者との交流の機会を設け、参加者が双葉郡の食を満喫できる工夫を行うこと。
- (ケ) 宿泊先は双葉郡内の宿泊施設とすること。
- (コ) 雨天時の代替案も提案すること。ただし、雨天時でも天山文庫での撮影会は実施することとする。

イ ツアーの運営について

- (ア) 行程の確定後は、参加者の募集、受付及び取りまとめを行うこと。
- (イ) 行程管理等に対応するスタッフが同行すること。
- (ウ) 参加者への連絡調整、開催案内、日程表の作成・交付を行うこと。
- (エ) 当日の移動手段、訪問先、食事、宿泊について手配・連絡調整、謝金費用の支払いを行うこと。

※東京駅を集合・解散地とする。ただし、双葉郡内移動については貸切バスを手配すること。

- (オ) 旅行保険の加入を行うこと。

ウ ツアー終了後について

- (ア) ツアー終了後、参加者に対してアンケートを実施すること。
なお、アンケートの内容は、財団支所と協議して決定するものとする。
- (イ) ツアー終了後、参加者に対して写真共有サイト等の活用を周知し、参加者同士が相互に写真を閲覧できる環境を構築すること。
- (ウ) ツアー終了後に、撮影した写真を発信する機会を設けること。

※なお、参考までに別紙1「ふたばの魅力体験発見ツアー行程(例)」を添付します。

4 委託業務期間

契約締結の日から令和8年1月30日(金)まで

5 見積限度額

2, 500, 000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※バス借上、宿泊、食事、添乗員、謝礼金、及びその他準備費用など、事業に関する経費全てが委託料に含まれること。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではないこと。(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

7 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和7年7月1日(火)まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書」(第1号様式)を電子メールまたはFAXにより財団支所へ提出してください。

また、電子メールの件名は「ふたばの魅力体験発見ツアーに関する質問」とし、電子メール、FAXとも電話にて送信した旨をお知らせください。

なお、電話による質問受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年7月3日(木)までに財団支所のホームページ(福島県ふたば復興事務所のホームページ)上で公開します。

なお、個別の回答は行いません。

8 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(第2号様式)を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和7年7月9日(水)正午まで(必着)

(2) 提出方法

財団支所へ郵送、持参、FAXまたは電子メールにて提出期限までに提出してください。

なお、FAXまたは電子メールにより提出した場合は、電話にて送付した旨をお知らせください。

また、持参による提出の受付時間は、合同庁舎開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、7月9日(水)は正午までとします。

(3) 提出書類

ア 参加申込書(第2号様式)(1部)

イ 参加資格を確認するための書類

・会社概要(第3号様式)(1部)

・主な受託事業(官民間問わず)の実績一覧(任意様式)(1部)

(4) 参加資格の確認

事務局において、参加申込書の内容及び参加資格の確認を行い、その結果を令和7年7月11日(金)までに電子メールで通知します。

9 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(第2号様式)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和7年7月22日(火)正午まで(必着)

(2) 提出方法

財団支所へ郵送または持参にて提出期限までに提出してください。

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

また、持参による提出の受付時間は、合同庁舎開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、7月22日(火)は正午までとします。

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書及び行程表(様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。)

イ 参考見積書(様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。)

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 企画提案ポイント(第4号様式)

(4) 提出部数

ア～エ 6部(正本1部、副本5部)

10 企画提案書等の内容

(1) 業務実施体制

責任者、準備及び当日の人員配置計画、役割分担、運営体制等

(2) ツアー行程の提案

別紙「ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務委託仕様書(案)」で示した業務の目的及び概要に沿った行程の提案を行うこと。

(3) 参考見積書

経費区分が分かるように具体的に記載すること。

なお、宿泊費や食費・交流会費用等、可能なかぎり単価・人数等を記載し積算根拠が分かるようにすること。

また、総額とともに、収支計算書において参加者から徴収する参加費が分かるようにすること。

(4) その他

想定しない経費及び業務については、その都度財団支所及び受託者で協議するものとする。

11 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効となる場合があります。

ア 提出者が上記6に定める参加資格等を満たしていない場合

イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書は無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付け

ません。(特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達の記録を有しませんので御注意ください。)

エ 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合

オ 見積書の金額が上記5に記載した見積限度額を超過している場合

カ 企画提案書を提出した者が、プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者である場合。その他、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

ク その他本募集要領又は財団支所が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2) 辞退

参加申込書(第2号様式)を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(3) 費用負担

プロポーザル(プレゼンテーション含む)に要する経費等は、参加者の負担とします。

(4) その他

ア 参加者は、参加申込書(第2号様式)の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。

エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

12 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各団体等からの企画提案を受け、財団支所はこれをプレゼンテーションによる審査により評価し、業務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定します。

(2) プレゼンテーションによる審査の実施

令和7年7月29日(火)に双葉郡内の会場にてプレゼンテーションによる審査を実施します。

※ 審査時間及び審査会場等の詳細については、決まり次第別途連絡します。

また、提案者が審査会場に入室できる人数は3名以内とします。

なお、事前に提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めません。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 業務遂行能力	30点	① 業務体制 ② スケジュール ③ 業務実績
2 企画力	85点	① 業務理解 ② 企画性 ③ 独創性
3 プレゼンテーション	10点	① 取組意欲 ② 知識・経験・コミュニケーション

(4) 結果通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知します。

また、契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点(候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ)は財団支所のホームページ(福島県ふたば復興事務所のホームページ)にて公表します。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と財団支所が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、基本的には別紙「ふたばの魅力体験発見ツアー実施事業業務委託仕様書(案)」に業務委託予定者が提案した内容を反映させて確定しますが、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。

なお、見積金額は見積限度額を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と財団支所との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

13 スケジュール

令和 7年 7月 1日(火) まで 質問書の提出期限

令和 7年 7月 3日(木) まで 質問書への回答

令和 7年 7月 9日(水) 正午まで 参加申込書の提出期限

令和 7年 7月11日(金) まで 参加資格確認通知

令和 7年 7月22日(火)	正午まで	企画提案書等の提出期限
令和 7年 7月29日(火)		プレゼンテーション審査会
令和 7年 7月31日(木)	(予定)	審査結果の通知
令和 7年 8月 上旬	(予定)	契約締結

14 問合せ先及び各種書類の提出先

〒979-1111

福島県双葉郡富岡町小浜553番地2 福島県富岡合同庁舎2階
一般財団法人福島県電源地域振興財団ふたば復興支所

(福島県ふたば復興事務所内) 担当:高崎

電 話 0240-23-6976

F A X 0240-25-8372 E-mail:futaba_fukkou@pref.fukushima.lg.jp